

平成26年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成26年7月14日（火）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員14名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15名
- 4 審議の概要

【司会】

ただいまから、平成26年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中14名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

それでは、はじめに永井会長からご挨拶をいただきたいと思います。

永井会長お願いいたします。

(永井会長あいさつ)

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、寺澤県民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(寺澤県民生活部長あいさつ)

【司会】

続きまして、平成25年6月4日に開催された審議会以降に、新しく就任された委員の皆様をご紹介させていただきます。

(事務局説明)

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」とこととされております。今回は、粕田陽子委員と田中弘美委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(粕田委員、田中委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(1)の「部会委員の指名」に入らせていただきます。

規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議事(2)少年非行の概況についてですが、議事(2)については、報告事項でございますので、よろしく申し上げます。

それでは、県警本部少年課から申し上げます。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、申し上げます。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

次の議事(3)と(4)は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご意見、質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【委員】

まず有害な図書類ですけど、包装などがされておりまして中身が見えないようにしてありますが、普通の書店で買うのは恥ずかしいけど、コンビニ等では買いやすいのではないかと思います。有害な図書類を販売する上で、お酒などと一緒で青少年かどうかの判断が非常に難しいと思うのですが、コンビニの店員などに対して、青少年かどうかの判断について、どのように指導しているかをお聞かせ願いたいと思います。

【会長】

今の質問事務局の方でお願いいたします。

【事務局】

コンビニでの購入について、非常に判断が難しいのではないかとということについてですが、おっしゃるとおり年齢の判断は非常に難しい問題とっております。

ただ、条例調査に行くたびに成人向けコーナーがしっかりと設置されているか、区分陳列されているか等の調査に併せまして、そこで働く、できれば店主をお呼びいたしまして、18歳未満に対して有害図書類を販売してはならないことを行く先々で必ず説明しているという状況であります。

【委員】

店主への説明はいいのですが、ほとんどの人がアルバイトの若い人や、外国人の方を雇っている状況でありまして、いろんな方が店員さんとしていらっしゃるわけです。そのへんのところまで、おそらく規制ができないと思うのですが、例えば韓国や中国の方も深夜帯に限らずアルバイトとして働いていると思うのですが、そのような方々に対してどのように指導していくのか、難しいとは思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおり、調査に行きますと、まず、アルバイトさんに当たることがあります。それから話をしてみますと、日本語がおぼつかないアルバイトさんも見えることもあります。先ほど話しましたように、店主を呼んでという場合もありますが、中には、どうしてもアルバイトの方に説明しないといけない状況もありまして、私どもとしましては、口で言っただけではなかなかおぼつかないところもありますので、

必ず、委員のお手元にありますような条例のあらましなどの資料を持参して、資料を見せながら、販売等の違反があれば、6ヶ月以下の懲役がある、あるいは50万円以下の罰金があるなど、このあたりを示しまして、店長さんあるいは、お店で働いている方々に説明しているところでもあります。

【委員】

店主に説明しても、なかなかそういうアルバイトまで行き届かない状況があると思います。全ての店員に条例の周知と、適切に守らせることは難しいとは思いますが、そこまで考えて、今後検討する必要があると思います。

【事務局】

補足であります。いろいろ規制の実効性が上がらないという話ですが、今も立入調査を鋭意実施しているところでありまして、その度にいろいろ資料とかを置いてきている訳であります。お店の内部でもしっかり条例について浸透させていただきたいとお願いしているところでもあります。

また、年にコンビニや書店の協会との連絡会議などもありまして、そういったところも活用しまして、末端まで条例の趣旨を徹底するよう、また、指導してもらおうよう強く言っていきたいと思っております。

【会長】

他にご質問等はございませんでしょうか。

【委員】

2点伺いたいことがございます。

1点は資料6の運用状況ですけれども、資料の中の深夜における青少年の連れ出し等禁止違反の検挙の件数が大きく増えていることが目立つ点だと思いますが、これは何か特別な対策を集中的に検挙する等といったことが行われたのでしょうか。

もう1つ、資料8になりますが、先ほど説明にあった遠隔監視システム付自動販売機がせっかく11台まで減少していたことがあったのに、あっという間に83台まで増えていたという状況にあって、これは、裁判をやった業者が増やしているということであれば、それなりの厳しい対応を県としては取らなければならないのではないかと思います。罰則等もあったかと思うのですが、そのあたりも踏まえて県としての対応を聞かせていただきたいと思っております。

【事務局】

少年課の方から、まず1つめの資料6の青少年保護育成条例の運用状況で、深夜における青少年の連れ出し等禁止違反の検挙の増加理由につきましてですが、取り

締まりはメインとして警察が行っているところではありますが、もともと、この罪種だけ取り締まりを強化しなさいという指示は出しておりません。ですが、犯罪抑止や検挙は日頃からの積極的な声かけ、職務質問の励行など、街頭活動の強化はずっと言い続けていることでもあります。その成果と言うことになるのですが、特段、この罪種だけ取り組みなさいと言う指示は出しておりません。

【委員】

とすると、深夜に子どもたちを連れ出している人が増えていることになるのですが、深夜はいかいをする子どもたちの補導件数も増えているのですか。

【事務局】

はい。深夜はいかいの数字で簡単に申し上げますと、昨年ですと深夜はいかのみで、50, 830、その前の年平成24年ですと、49, 553、平成23年ですと47, 743と3年間ですと増加をしております。

【会長】

それでは、2番目の質問に対して事務局からお願いします。

【事務局】

先ほどご説明させていただきましたが、平成19年に大幅に減ったと、また、平成26年4月の段階で111台と、平成25年12月の138台と比べますと大幅とは言えないかもしれませんが、減少しております。昨年度の下期から私どもとしては、広島県の方で似たような裁判をやっておりまして、こちらの方で広島県側が勝ったという結果を踏まえまして、業者に対して届出をする必要がある等の内容の通知等を改めて2回ほど出させていただいたこともあり、平成26年は台数を整理できたということになります。また、この遠隔監視システム付の自動販売機ですけど、この業者は裁判で言っていたような考え方を今も持っておりまして、私どもの通知にも一向に改善する姿勢を見せていないということでもありますので、今後、こういった業者に対する対策を含めて県警と連携してやっていきたいと思っております。

【会長】

よろしかったでしょうか。他にご意見等はありませんでしょうか。

【委員】

深夜営業施設の実態ですけど、カラオケボックス・漫画喫茶・インターネットカフェとありますが、ファミリーレストランについてはどのようになっているのでしょうか。

ファミリーレストランも結構夜遅くまでやっているのですけど。

【事務局】

深夜営業施設につきましては、先ほどから説明をさせていただいておりますように、カラオケボックス・漫画喫茶・インターネットカフェの3業種を青少年保護育成条例上で指定させていただいております。

委員から質問がありましたファミリーレストランにつきましては、深夜商業施設というくくりがありまして、これは安全なまちづくり条例で業態が指定されております。なぜ、3業種だけが青少年保護育成条例上で指定が係っているかと申し上げますと、これは平成17年に追加項目として立ち上がったものですが、その当時、例えば家出ですとか、深夜帯に出歩く青少年がカラオケボックスや漫画喫茶で寝泊まりする事例が多発しまして、その結果、性的な被害等に遭う事例が多発しましたことを受けまして、3業種だけを指定しているところであります。

【委員】

深夜商業施設というのは、18歳未満でも深夜帯に店へ入れることが許されているのですか。

【事務局】

深夜商業施設には、帰宅を促す努力義務がありますが、入店させることによる罰則付の規制はありません。

【委員】

罰則がないということですね。例えば私たち興行業界ですと、午後11時過ぎになる映画などは青少年を入れさせないようにしていますが、確かに、深夜商業施設という、この条例の罰則を受けない業種かもしれませんが、実際には深夜帯に若者がたむろしてタバコを吸っていることなどもありますので、そういったことも追々調べていただかなければならないと私は感じます。

【事務局】

ありがとうございます。今後この条例を運営する上で貴重な意見として捉えさせていただきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。そろそろお時間となりそうですが、他はよろしかったでしょうか。事務局は、委員からたくさんの意見が出ましたので、今後の参考として頂きたいと思っております。

次に議事（5）「保護者向けスマートフォン安心利用普及事業について」に入る前に、準備の関係で5分程度休憩したいと思います。

なお、休憩中にスマートフォン、テキスト及びアンケートが配布されます。事前アンケートについては、あらかじめご記入ください。

（休憩5分）

【会長】

議事（5）につきましては、事務局から本事業について説明をしていただいた後、委員の皆様にも、実際の教室を体験して頂きますのでよろしくお祈りいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

（教室開催）

【会長】

ありがとうございました。非常に分かりやすい説明で、お話をしていただきありがとうございました。それでは、保護者向けスマートフォン安心事業普及事業につきましてご意見、ご質問のある方はお願いします。いかがでしょうか。

【委員】

本事業を行っている事業者はどのような事業者ですか。

【事業者】

本来は人材サービスを行っていますが、派遣ですとか民間企業への人材の紹介をしておりますが、官公庁、例えば愛知県陶磁美術館とか豊田市美術館とかそういったところの受付案内監視業務を行ったり、名古屋市科学館につきましても当社で受託させていただいております。このような官公庁委託案件を一番多く行っております。職種としましては障害児の支援とか、教育関係も手がけさせていただいている会社でございます。

【委員】

このようなスマホ教室は初めてですか。

【事業者】

特に何かスマートフォン関係の商売をしている会社ではございません。そういう意味では本事業の準備にあたっては、保護者の目線で準備を行ったと自負しております。

ます。

【会長】

どうぞ。

【委員】

事業者に対する質問というよりは、事務局への質問になるかも知れませんが、今後の予定で教室の期間は平成27年3月までということで、切られています。もう少し長く続ける予定はありませんか。今年一年限りではなかなか保護者の方に受講いただける形にならないと思いますので、今後の予定についてお伺いしたいと思います。

【事務局】

今回の事業に関しましては、残念ながら来年の3月までとなっております。この事業はもともと国の緊急雇用創出事業基金を使っており、制約上3月までですが、今後、評判が良ければ、県費を使っての事業ができればとは思っております。しかしながらこの教室単体で行うことはなかなか難しいと考えておまして、皆さんから「必要である」との声を頂き、なんとかつなげていけるように努力いたしますのでよろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。では。

【委員】

保護者の方には「スマホは危険だ」という意識が広く浸透していることで、それが逆に保護者の「食わず嫌い」的な反応を呼んでしまっていて、それが、先ほど教室の中でもお話があったように、子どもの方が先に知識がついて、「お母さん。そんなことも知らないの。」ということで携帯電話の販売店で説得をされてしまうことが多いと思います。

危険であるということはもちろん知っていただくことは必要ですが、適切なフィルタリングとか行動によっては危険を回避する方法があることもきちんと知らなければならない。このことをきちんと知っていただくためには、1年間では短い。是非愛知県独自の予算を取っていただいて、続けていただくのが良いのではと思いました。

【会長】

では、事務局から。どのようにしますか。

【事務局】

今の「継続」という声は、いろいろなところから聞いておまして、私どもも継続したいと考えておりますし、できるだけ努力はいたしますが、なかなか財政状況が厳しくて、同じようなスキームではおそらく難しいと思っております。本事業につきましても、教育委員会、小中高等学校でもいろいろな啓発、事業を行っておりますし、県の教育委員会、警察もいろいろ取り組まれております。国も民間の事業者と連携しいろいろ事業を行っております。そういう連携の中で、今回のスマホ事業のノウハウやメリットを次につなげられるような手法ができないか更に検討させていただきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。よろしいですか。縁エキスパートの皆様、どうもありがとうございました。

(拍手 事業者退場)

それでは続いて議事に移らせていただきたいと思います。

議事(6)その他に移ります。それではせっかくの機会でございますので、委員の皆様本日の議事に関わらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

先ほどのスマートフォンの件についてです。刈谷市のPTAの連絡協議会で、いろいろなトラブルを踏まえ、深夜というか夜9時以降は、中学生以下は使用してはイケませんという取り決めを作りました。これを作った刈谷市関係の委員もお見えになります。そしてPTA連絡協議会の副会長もお見えになりますが、相当興味がありますので、是非これは愛知県で中学生以下に夜9時以降できるだけ、必要ないと思っておりますので、こういう携帯電話、スマートフォンを使わない。9時過ぎれば使用する必要性はないし、全国から問い合わせがきておりますので、これを参考にするとともに、両委員の意見をお聞きしたいと思っております。

【会長】

質問は以上でよろしいですか。では、お願いします。

【委員】

先日、愛知県全体ではございませんが、三河小中学校PTA連絡協議会の役員理事会が行われた際に、各郡市PTAの会長が集まった席で、小中学生のスマートフォンの使用に関する議論をしました。

その際、各郡市P T Aの刈谷市の取組に関して問い合わせをしましたら、かなりいろいろなところで議論がされていて、各郡市P T Aとか学校単位、そういうところでの生徒向けの取組はかなり出来あがっているように思いました。愛知県小中学校P T A連絡協議会としましても、これはやはり愛知県全体で取り組むべきであるという意見を持っていますので、これからは県で動いていけたらいいのではないかと考えているところです。しかしながらまだ動いているわけではございません。愛知県小中学校P T A連絡協議会は6月に新体制が発足しましたので、これから活動していこうと頑張っております。以上です。

【会長】

地元の校長先生としてお願いします。

【委員】

地元独自の取組としましては、12月から行っております。今度テレビ番組、7月15日のNHKのクローズアップ現代でも放送があるのですが、もともとは、本日説明していただいた問題が子どもたちに出ておまして、私は依佐美中学校4年目になりますが、名古屋はスマートフォンを持ち込んでいる学校があると聞いておりますが、刈谷市は一切、携帯電話、スマートフォンを学校へ持ち込ませておりません。学校でないもので、問題そのものが学校で表面化するわけです。

例えば、一番最初に起こったのは2、3年前パスワードを友達に教えて、それが「なりすまし」により、お金が中で動く。私もそのとき初めて分かりましたが、仮想通貨、プリペイドカードのようなものを購入して、仮想通貨というが現実ではないところで被害が出る事件がありました。

学校の外、自宅とかで友達とつながってやっているのですが、それが持ち込まれるのが学校でした。それからメールの意地悪、メールでの誹謗中傷。私も画面を見ました。写真で写ることもその時分かりました。仲間はずれにする。それを一斉送信する。その生徒が学校へ出てきたときに、それまでお山の大将であった生徒がいさつをして入ってきたら、皆知らない顔をするという下克上が起こってしまったりとか、本当に問題が多発しました。

そこで学校としては、「お家の方しっかりしてくださいよ」と。子どもたちがお金を出して買っているものではない。そのときP T Aの役員さんたちに極論で、「自分の子どもがやったときには「高い器具かもしれませんが、器具を踏み潰すぞ」と自分が親だったらね。」という話をしたときに、P T A会長さんが「親御さんから、子どもと話す機会をしっかりとたなければいけない。」と。そのためにはどういう形で行えばいいか。例えば学校がたよりを出しましたが、校長の名前は一番下に明記してありますが、一番上はP T Aの会長さんの名前、そして真ん中がP T Aの生活指導委員会というのがございますので、その3人の名前を出しました。

それは、刈谷市全体のPTAの連絡協議会、それから愛護会といいまして、どこの市町にもあると思いますが、警察の少年係の方とか、中学校の生徒指導の担当の教員、校長会が入っている教育委員会とは別組織ではありますが、この2つの組織で話し合っ、親御さんたちに投げかけてくれたということです。

先ほどから禁止ということが委員から出ておりますが、なかなか禁止というのは、学校側では分からないところであるので、協力をお願いします。一番大事なのは親子とも話し合う機会・場所を増やす。実際に反応としましては、アンケートをとっておりますが、親御さんのほとんどは大賛成。子どもたちは大反対ではないかと思っておりますが、上手に使っております。というのは先ほどからいう「既読スルー」というのを自分が行きたくないグループの子たちには「ごめん。自分は9時になったら取り上げられているのでできない。」といいつつ、好きな子とは上手に使っている。

また、子どもたちは、11時直前、10時過ぎまで学習塾に行っておりまして、帰りが10時半とかになりますので、GPS機能のついたスマートフォンを親は持たせて外へ出していることから、使用禁止ということはできません。

そのため、上手な使い方をしてもらうためのきっかけとして、12月から取組を始めておりますし、刈谷市全体では4月から始まっております。当初は子どもの親御さんたちも危機感、問題意識をしっかりと持って取り組んでおりましたが、今になってくるとまた油断が出てきているので、夏休み前にもう一度、約束をしてもらう。

一番有効なのは学力状況調査という文部科学省の調査がございまして、一番成績の良い子は1時間程度使っている子である。使っていない子たちよりもスマートフォンだけでなくインターネットの使用も含まれるのですが、1時間程度使っている子が一番成績のいい群に入るといふので、「上手に使え」、「使われるな」。とてもいい機器でありますので、有効に使うこと。一番心配なのは「依存」。本当に依存になっている子もいます、親御さんに聞いてみますとご飯のときも、防水機能のついている子どもはお風呂にも持っていくそうです。それをなくしたい。おかげさまでそういう事例がすごく少なくなりました。

中学の様子しか聞いておりませんが、小学校でもアンケートをとっていますが、小学校でもいい効果を出していると聞いております。

しかしながら、結構世間から誤解されております。全国からは横暴だとかそういう話が出ておりますが、全然そういうことはございません。禁止とか取り上げるということではございません。刈谷市の代表としてお話する機会ができてよかったです。

【会長】

ありがとうございました。よろしかったでしょうか。

【委員】

今（言われたように、いろんな意味で、いじめとか相当減っていると。携帯電話を使ったいじめとかスマートフォンを少しでもなくしていかなければならないと。是非刈谷市の取組を見て実行して行っていただきたい。

【会長】

今の意見を踏まえて、今後の参考にさせていただければと思います。よろしくお願いします。企業の立場からすると、今震災対策で安否確認が非常に大事になっております。子どもがどこにいるのかということですが、携帯電話などを持っていけないという高校もあり、どのように子どもの安否確認をすればよいのかということが企業の中では話題になっており、今後は「どのように使っていくのか」がとても大事なことであると思っております。

他に何かございますでしょうか。どうぞ。

【委員】

今お話を伺って、小中高等学校で取組が始まっているということで、保護者との連携の中でお願いをしていくわけですが、大切なのは児童生徒どうし子どもたちがそこに問題意識を持って、自らの問題として、話し合いをしていく場を新聞でも蒲郡市の例が取り上げられましたが、少しずつ始まっています。

小中でもそうだと思いますが、高校でも、使い始めのところですが、高校ですと1年生。実際には今では中学生でも多くの子どもたちが使っておりますが、必ず1年生のところで改めて使い方の講習会をするように、学校へ話しております。

いま委員にいただいたように、これをきっかけにして家庭の中で話し合いが進むようにしていけたらと教育委員会でも働きかけていきたいと思っております。県民生活部と連携をしながら、今年キャンペーンでスマートフォンの安心安全利用について取り上げ、取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。他にご意見ございませんか。今たくさんのご意見をいただきました。事務局は今のご意見、ご質問を今後の参考にさせていただければと思います。

なければ、これで議事を終わらせていただきます。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

それでは、これもちまして、平成26年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以 上